

昭和二十二年法律第二百三十三号

食品衛生法

目次

第一条 総則（第一条—第四条）	第二章 食品及び添加物（第五条—第十四条）
第二章 器具及び容器包装（第十五条—第十八条）	第三章 表示及び広告（第十九条・第二十条）
第四章 登録検査機関（第三十一条—第三十四条）	第五章 食品添加物公定書（第二十二条）
第六章 監視指導（第二十二条の二—第二十四条）	第七章 検査（第二十五条—第三十条）
第八章 営業（第四十八条—第六十一条）	第九章 営業（第六十二条—第八十条）
第十章 雜則（第六十二条—第八十九条）	第十一章 罰則（第八十一条—第八十九条）
附則	

第一章 総則

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第二条 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」といふ。）に対し前一項の責務が十分に果たされるよう、必要な技術的援助を与えるものとする。

第三条 食品等事業者は（食品若しくは添加物を取り、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを當む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に関する知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対する販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第四条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十年五年法律第一百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他の食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

第五条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行わなければならぬ。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するため、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるものの、ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく、飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれららの疑いがあるものの、ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第七条 厚生労働大臣は、一般に飲食に供されることがなかつた物であつて人の健康を損なうおそれがない旨の確認がないもの又はこれを含む若しくは多数の者に食品として販売され、又は販売された場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、一般に食品として飲食に供されている物であつて当該物の通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものについて、人の健康を損なうおそれがない旨の確認がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、食品によるものと疑われる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様からみて当該食品に当該被害を生ずるおそれのある一般に飲食に供されることがなかつた物が含まれていることが疑われる場合において、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その食品を販売することを禁止することができる。

厚生労働大臣は、前三項の規定による販売の禁止をした場合において、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に関し利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、当該禁止に係る物又は食品に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第八条 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であつて、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（第三項及び第七十条第一項において「指定成分等」という。）を含む食品（以下この項において「指定成分等含有食品」という。）を取り扱う営業者は、その取り扱う指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報を

得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めることにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。

都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査を行う場合において、当該調査に関し必要な協力を要請されたときは、当該要請に応じ、当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。

第九条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聽いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するため、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 第十二条に規定する食品

三 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した

五 第十三条第三項に規定する食品

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において、当該禁止に関する利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第十一条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獸畜（と畜場法（昭和二十八年法律第二百四号）第三条第一項に規定する獸畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するため、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獸畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれの程度で、当該特定の食品又は添加物を販売する場合において、人の健康を損なうおそれがあると認められるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、又は販売の用に供するため、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第十二条に規定する食品

二 第十三条第六項各号に掲げる疾病又は異常

三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常

四 第十三条第四項各号に掲げる疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるものの製品は、輸出国の政府機関によつて発行され、か

つ、前項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獸畜の肉、乳若しくは臓器若しくは家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するため輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獸畜の肉等であつて、当該獸畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

第十二条 食品衛生上の危害の発生を防止するため特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するため輸入してはならない。

第十三条 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量の限度について第一項の食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

第十四条 厚生労働大臣は、前条第一項の食品成分に係る規格として、食品に残留する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に規定する飼料添加物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品で、かつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるとき、同法第二条第九項に規定する再生医療等製品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物

を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、若しくは販売してはならない。農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。次条において同じ。）飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十九年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づく農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料（同条第二項に規定する飼料をいう。）に添加、混和、浸潤その他の方法によつて用いられる物及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品であつて動物のために使用されることが目的とされているものの成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含み、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売してはならない。ただし、当該物質の当該食品に残留する量の限度について第一項の食品の成分に係る規格が定められている場合については、この限りでない。

厚生労働大臣は、前条第一項の食品成分に係る規格として、食品に残留する農薬、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に規定する飼料添加物又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品で、かつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）の量の限度を定めるとき、同法第二条第九項に規定する再生医療等製品であつて専ら動物のために使用されることが目的とされているもの（以下この条において「農薬等」という。）の成分である物質（その物

(以下この条において「動物用再生医療等製品」という。)が使用された対象動物(同法第八十三条第一項の規定により読み替えられた同法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいいう。)の肉、乳その他の生産物について食用に供することができる範囲を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分又は動物用再生医療等製品構成細胞、導入遺伝子その他厚生労働省令で定めるものに関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第三章 器具及び容器等の使用
第十五条 営業上使用する器具及び容器包装は、
清潔で衛生的でなければならぬ。
第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ
てゐる、若しくは付着して人の健康を損なうおそれ
の、

ある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するためて製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

城において製造されたり販売せられたりする特定の器具又は容器包装について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第三項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他との厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。

一 前条に規定する器具又は容器包装

二 次条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

三 次条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第四章 表示及び廣告

て政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含まれることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第一項の規格に定められていないものは、使用してはならない。ただし、当該物質が人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されている場合（当該物質が器具又は容器包装の食品に接触する部分に使用される場合を除く。）については、この限りでない。

第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による禁止が行われた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「食品又は添加物」とあるのは、「器具又は容器包装」と読み替えるものとする。

第十八条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき基準規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するため製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用しその規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

器具又は容器包装には、成分の食品への溶出又は浸出による公衆衛生に与える影響を考慮して

第

販売の用に供する食品及び添加物に関する表示の基準については、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）で定めるところによる。

第二十条 食品、添加物、器具又は容器包装に關しては、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示又は広告をしてはならない。

第五章 食品添加物公定書

第二十一条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品、添加物、器具又は容器包装を作成し、第十三条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び食品表示法第四条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

第六章 監視指導

第二十二条 国及び都道府県等は、食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒患者又はその疑いのある者（以下「中毒患者等」という。）の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたり流通する食品、添加物、器具又は容器包装に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に係る違反を防止するため、その行う食品衛生に関する監視指導又は指導（以下「監視指導」という。）が総合的にかつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二十三条 厚生労働大臣は、監視指導の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会（以下の条及び第六十六条において「協議会」という。）を設けることができる。

協議会は、必要があると認めるときは、当該協議会の構成員以外の都道府県等その他協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

設 善 四 一 一

二 監視指導の実施に関する基本的な方向

二 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

三 監視指導の実施体制に関する事項

四 監視指導の実施に当たつての国、都道府県等その他関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

五 その他監視指導の実施に関する重要な事項

厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これをお公表するとともに、都道府県知事等に通知しなければならない。

第二十三条 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

二 輸入を行う業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

三 その他監視指導の実施のために必要な事項

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

厚生労働大臣は、「輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。」

第二十四条 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品安全衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

都道府県等食品安全監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

の他の地域の実情を勘案して定められなければならぬ。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならぬ。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

第七章 檢查

第二十五条 第十三条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十八条第一項の規定による規格が定められた器具若しくは

一切の規定によつて規制が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受け、これに合格したものとして厚生労働省令で定められた表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

要する実費の額を考慮して、厚生労働大臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、登録検査機関の行う検査にあつては当該登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

前項の手数料は、厚生労働大臣の行う検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、登録検査機関の行う検査を受けようとする者の納付するものについては当該登録検査機関の収入とする。

前三項に定めるもののほか、第一項の検査及び当該検査に合格した場合の措置に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項の検査の結果については、審査請求をすることができない。

食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがある

二 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四 第十三条第三項に規定する食品

五 第十六条に規定する器具又は容器包装

六 第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

七 第十八条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十二条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十二条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

前項の通知であつて登録検査機関がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生労働大臣を経由してするものと

第二十七條 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとすると者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。前条第三項から第五項までの規定は、第一項から第三項までの検査について準用する。

より、その都度厚生労働大臣は届け出なければならない。

道府県知事等は、必要があると認めるときは、
営業者その他の関係者から必要な報告を求め、
当該職員に請求する場合(第十九条、第二十一条)

当該職員は営業の場所、事務所、倉庫その他他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用

する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で收取させることができる。

示す証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならぬ。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。

第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査（以下「製品検査」という。）及び前条第一項の

規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。保健所を設置する市及び特別区は、前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。都道府県等の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わ

せるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ぜるものとする。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食料品等に見合ふ旨書面を附す旨なれば、必ず

品衛生監視員は監視指導を行わせなければなりません。

品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員

に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

の資格その他食品衛生監視員に關し必要な事項は、政令で定める。

実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、厚生労働大臣に登録の申請をしなければならない。

い。登録検査機関の登録を受けることができない。

二　その法人又はその業務を行ふ役員がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しないもの

三　第四十三条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四　第四十三条の規定による登録の取消しの日

第三十三条 厚生労働大臣は、第三十一条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

第六十八条 第六条、第九条、第十二条、第十三条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで（第十八条第三項を除く。）、第二十五条から第六十一条まで（第五十一条、第五十二条第一項第二号及び第二項並びに第五十三条を除く。）並びに第六十三条から第六十五条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十二条中「添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。

第六十九条 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第六十条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく處分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の禁止をしようとして、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、第八条第一項の規定により指定成分等を指定しようとするとき、第十条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとする。

するとき、第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、第十三条第一項（第六十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十三条に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとすると、第十八条第一項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基準若しくは規格を定めようとするとき、第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとすると、第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を制定め、若しくは変更しようとすると、第五十条第一項に規定する基準を定めようとすると、第五十一条第一項（第五十一条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十四条の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

都道府県知事等は、第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めるなければならない。

厚生労働大臣は、第一項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

第一項及び前項の規定は、内閣総理大臣が第十九条第一項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めようとするとき、並びに厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指針を定め、又は変更しようとするときについて準用する。

内閣総理大臣は、第十九条第一項（第六十一条第一項において準用する場合を含む。）又は第六十一条第一項に規定する表示についての基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第十八条第一項（第六十一条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第六十一条第一項に規定する基準を定めたときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項（第六十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めることを求めることができる。

第七十三条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第七十四条及び第七十五条 削除

第七十六条 第四十八条第一項、第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあっては、「市長」又は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第七十七条 前条本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第七十八条 この法律の規定により地方公共団体（都道府県を除く。次項において同じ。）の長が行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条における「第一号法定受託事務」という。）に係るものを限る。）についての審査請求の裁決に不

服がある者は、厚生労働大臣（第五十九条第二項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による处分に係るものにあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して再審査請求をすることができる。

地方公共団体の長がこの法律の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第三項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。
第五十二条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。
附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一）
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
附 則（昭和二十四年五月三一日法律第一）
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二十五年三月二十八日法律第二）
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
附 則（昭和二十六年六月一日法律第十七号）
この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和二十七年七月三一日法律第二号）
この法律施行前に、食品につき、改正前の食品安全衛生法第十三条（特別の用途に適する旨の標示の許可）の規定によりされた許可是第十二条（表示事項）の規定による標示とみなす。
附 則（昭和二八年八月一日法律第一）
この法律は、公布の日から施行する。但し、第五条の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
附 則（昭和二八年八月一五日法律第二号）
この法律は、公布の日から施行する。但し、第五条の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
附 則（昭和二八年八月一五日法律第二号）
この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。
附 則（昭和二八年八月一五日法律第二号）
この法律は、昭和二八年九月一日から施行する。
附 則（昭和三一年六月一二日法律第一号）
この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第一百四十七号）附則第四項及び第九項から第五項までに定めるところによる。
附 則（昭和三二年六月一五日法律第一号）
（施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次及び第十三条の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。
附 則（昭和三五年八月一〇日法律第一号）
（施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（昭和三七年九月一五日法律第一号）
（施行期日）抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和三七年九月一五日法律第一号）
（施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
附 則（平成二年六月二九日法律第七〇号）
（施行期日）抄
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附 則（平成二年六月二九日法律第七〇号）
（施行期日）抄
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項及び附則第五条（厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）第五条第二十八号の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、第十三条第三号、第四章（第十六条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第十七条第一項第四号（同号に規定する届出食肉販売業者についての届出に係る部分に限り。）を除く。）、第二十五条、第二十六条第三項、第三十二条、第三十五条、第四十一条第一項及び第二項、第四十二条、第四十五条第三号及び第四号、第四十六条第三号から第六号まで、第五十条第二号並びに附則第三条（食品安全法第五条の改正規定に限る。）の規定は平成四年四月一日から施行する。

2 この法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
適用については、なお従前の例による。
前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

1 （施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。（政令）
2 この法律は、保健所を設置する市を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）
3 第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。（政令）
4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成二年六月二九日法律第七〇号）
（施行期日）抄
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項及び附則第五条（厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）第五条第二十八号の改正規定に限る。）の規定は公布の日から、第十三条第三号、第四章（第十六条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第十七条第一項第四号（同号に規定する届出食肉販売業者についての届出に係る部分に限り。）を除く。）、第二十五条、第二十六条第三項、第三十二条、第三十五条、第四十一条第一項及び第二項、第四十二条、第四十五条第三号及び第四号、第四十六条第三号から第六号まで、第五十条第二号並びに附則第三条（食品安全法第五条の改正規定に限る。）の規定は平成四年四月一日から施行する。
附 則（平成六年六月二九日法律第四十九号）
（施行期日）
1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第一章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条（罰則に関する経過措置）

外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二九日法律第四十九号）

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第一章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

いて「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十三条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることがされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

附 則 (平成七年五月二十四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中食品衛生法第七条の次に二条を加える改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)、同法第三十一条第三号の改正規定並びに次条及び附則第八条の規定

二 第一条中食品衛生法第二十一条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)、同法第二十二条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)、同法第二十三条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

三 第一条中食品衛生法第二十二条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)、同法第二十三条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

四 第一条中食品衛生法第二十三条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

五 第一条中食品衛生法第二十四条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

六 第一条中食品衛生法第二十五条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

七 第一条中食品衛生法第二十六条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

八 第一条中食品衛生法第二十七条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

九 第一条中食品衛生法第二十八条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十 第一条中食品衛生法第二十九条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十一 第一条中食品衛生法第三十条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十二 第一条中食品衛生法第三十一条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十三 第一条中食品衛生法第三十二条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十四 第一条中食品衛生法第三十三条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十五 第一条中食品衛生法第三十四条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十六 第一条中食品衛生法第三十五条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十七 第一条中食品衛生法第三十六条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十八 第一条中食品衛生法第三十七条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

十九 第一条中食品衛生法第三十八条の改正規定(第七条の二を加える部分に限る。)を除く。)及び附則第五条の規定

びに同法第三十一条の改正規定(同法第三号の改正規定を除く。)公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(既存添加物に関する経過措置)

第二条 厚生大臣は、次に掲げる添加物(第一条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧食品衛生法」という。)第二条第三項に規定する化成品たる添加物並びに第一条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)第二条第三項に規定する天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物)の名称を記載した表(以下「既存添加物名簿」という。)を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

一 この法律の公布の際に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている製剤又は食品に含まれる添

二 この法律の公布の際に販売され、又は販売の用に供するために、製造され、輸入され、加工され、使用され、貯蔵され、若しくは陳列されている添加物

三 厚生労働大臣は、既存添加物名簿に見を求めるものとする。

四 厚生労働大臣は、第一項の規定による消除を行った既存添加物名簿を遅滞なく公示しなければならない。

五 厚生労働大臣は、前項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

六 厚生労働大臣は、前項の規定により公示された既存添

加物名簿に關し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生大臣に申し出ることができる。

七 厚生労働大臣は、前項の規定により公示した消除予定添加物名簿を作成したときは、これを公示しなければならない。

八 何人も、前項の規定により公示された既存添

加物名簿に關し、訂正する必要があると認めるときは、厚生省令で定めるところにより、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができる。

九 厚生労働大臣は、前項の申出があつた場合に

おいて、その申出に理由があると認めると認めるときは、厚生労働省令で定めるところによ

り、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出ることができる。

十 厚生労働大臣は、前項の申出があつた場合に

おいて、その申出に理由があると認めると認

めるときは、厚生労働省令で定めるところによ

り、その公示の日から六月以内に限り、その旨を厚生労働大臣に申し出なければならない。

十一 厚生大臣は、前項の規定による追加又は消

除を行つた既存添加物名簿をこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の一月前までに公示しなければならない。

十二 厚生大臣は、既存添加物名簿に記載されてい

る者及びこの法律の施行の際現に新食品衛生法第十一条第一項又は第十五条第一項から第三項までの指定を受けている者に対する新食品衛生法第十九条の十二の規定の適用については、施行から起算して一年間は、同条中「第十九条の四第二号から第五号まで」とあるのは、「第十九条の四第二号、第四号又は第五号」とす

(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施

行の際現に旧食品衛生法第二十一条第一項の許

可(同条第三項の規定により有効期間が付けられれたものに限る。)を受けている者に対する當

該許可に係る新食品衛生法第五十五条の規定の

適用については、当該有効期間が経過するまで

の間は、同条中「に違反した場合、第五十二条

第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」とあるのは、「又は第

五十二条第三項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施

行の際現に旧食品衛生法第二十一条第一項の許

可(同条第三項の規定により有効期間が付けられれたものに限る。)を受けている者に対する當

該許可に係る新食品衛生法第五十五条の規定の

適用については、当該有効期間が経過するまで

の間は、同条中「に違反した場合、第五十二条

第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項」とあるのは、「又は第

五十二条第三項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 この附則に規定するものほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定め

る。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過し

た場合において、国民の栄養摂取の状況並びに

新栄養改善法第十七条及び第十七条の二の規定

の施行の状況について検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第十条 附則(平成九年一一月二一日法律第一〇五号)抄

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日

附 則 (平成一〇年五月八日法律第一〇五号)抄

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日

附 則 (平成一〇年五月八日法律第一〇五号)抄

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日

附 則 (平成一〇年五月八日法律第一〇五号)抄

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日

附 則 (平成一〇年五月八日法律第一〇五号)抄

(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を経過した日

附 則 (平成一〇年五月八日法律第一〇五号)抄

(検討)
第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定(公布の日)(別に定める経過措置)
三 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定(公布の日)(別に定める経過措置)

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)
二 第三百五十五条(第三百六条、第三百二十二条、第三百四十四条の規定)

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十二年法律第九十号の施行の日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年八月七日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月三十日法律第五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条及び附則第九条、第十条(食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)第二十二条に規定する食品安全委員会(以下この条及び附則第十条において「食品安全委員会」という。)に係る部分を除く。)、第十二条、第十三条及び第二十九条の規定(公布の日)

二 附則第十条(食品安全委員会に係る部分に限る。)の規定(食品安全基本法の施行の日は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十二条及び第三十五条の規定(公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日)

四 第二条中食品衛生法第十九条の改正規定(第十七条第一項)を「第二十八条第一項」

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定(食品衛生管理者の養成施設等の登録に関する経過措置)

五 第三条及び附則第三十四条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)

六 第二条の規定による改正前の食品衛生法(次條から附則第五条までにおいて「旧食品衛生法」という。)第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの規定により厚生労働大臣の指定を受けている者は、第二条の規定による改正後の食品衛生法(以下この条、次条、附則第五条、第十条第三項第一号及び第十二条第一項において「新食品衛生法」という。)第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関とみなす。

七 第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に登録検査機関に関する経過措置

八 第二条の規定による改正前の食品衛生法(次條から附則第五条までにおいて「旧食品衛生法」という。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(罰則に関する経過措置)

九 第九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。附則第十二条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の食品衛生法第十三条の二第一項に規定する指針を定めようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めることがある。

第十四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に旧食品衛生法第十九条の十の規定による命令により指定検査機関の役員又は旧食品衛生法第十九条の四第二号に規定する者を解任され、解任の日から二年を経過しない者がその業務を行なう役員となつている法人は、新食品衛生法第三十二条の規定にかかわらず、同条及び新食品衛生法第四十三条の規定の適用について、新食品衛生法第三十二条第一号に該当する法人とみなす。

第十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前にされた旧食品衛生法第十四条第一項又は第十五条第一項から第三項までの検査の申請であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、合格又は不合格の処分がされていないものについての合格又は不合格の処分については、なお以前の例による。

第十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を求め、又は食品安全委員会の意見を聴くことができる。

第十七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第十八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第二十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第三十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

第三十一条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、次に掲げる場合

には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公示し、広く国民の意見を聴くことができる。

